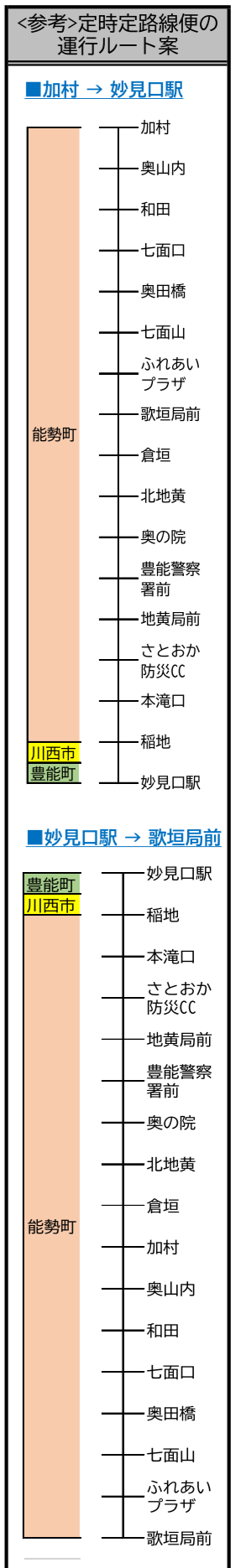


■妙見口能勢線の見直しに係る乗合タクシーの運行案について

本日の会議で議論していただきたい事項

①運行条件について

		現行【基準】	案1	案2	案3			
運行条件	運行日	月～土(週6日)	月～金(週5日)	月～金(週5日)	月～金(週5日)			
	運行時間	8時～18時(10時間)	8時～18時(10時間)	7時台～19時台(最大12時間)	6時台～20時台(最大14時間)			
	運行車両	1台(普通)	1台(ジャンボ)	1台(ジャンボ)	1台(ジャンボ)			
	乗務員数	1名	1名以上	2名以上	2名以上			
変更内容	—	・運行日を月～金に変更 ・車両の変更	・運行日を月～金に変更 ・車両の変更 ・運行時間の拡大	・運行日を月～金に変更 ・車両の変更 ・運行時間の拡大				
運行内容	西地区の交通空白地と田尻地区を乗合タクシーで運行。	西地区の乗合タクシーの運行時間に合わせて運行。運行日は妙見口能勢線の運行に合わせ月～金の平日とする。	妙見口能勢線の運行時間に合わせて運行。運行日は妙見口能勢線の運行に合わせ月～金の平日とする。	通勤通学に対応するため、案2の運行時間を拡大する。				
運行時間	<p>■は定時定路線の運行時間。定時定路線運行中は乗合タクシー(区域運行)は運休。</p> <p>・運行ルートは、現行の路線バス(妙見口能勢線)を想定。</p> <p>・運行時間帯は目安とする。</p> <p>・町外へアクセスする場合、沿線市町の合意が必須。</p>	<p>【始発】※運行時間は目安 8:00 加村発 → 8:30 妙見口到着 9:15 歌垣局前着 ← 8:45</p> <p>昼時間帯に定時定路線を運行し、13:00発とした場合には、乗合タクシー(区域運行)の午後の運行開始は早くとも14:30以降となる。</p> <p>【最終】 16:45 加村発 → 17:15 妙見口到着 18:00 歌垣局前着 ← 17:30</p>	<p>【始発】※運行時間は目安 7:00(仮) 加村発 → 7:30 妙見口到着 8:15 歌垣局前着 ← 7:45</p> <p>昼時間帯に定時定路線を運行し、13:00発とした場合には、乗合タクシー(区域運行)の午後の運行開始は早くとも14:30以降となる。</p> <p>【最終】 17:45 加村発 → 18:15 妙見口到着 19:00(仮) 歌垣局前着 ← 18:30</p>					
メリット	乗合タクシー(区域運行)	—	運行経費の削減が見込まれる。	区域運行により交通空白地の解消につながる。	左記の通り			
	定時定路線便	—	—	現行の通勤通学利用者の移動手段を確保できる。	通勤や通学の新たな需要に対応が可能。			
デメリット	乗合タクシー(区域運行)	—	定時定路線の運行時間以外の運行となり、運行時間が短時間となる。	定時定路線の運行時間以外の運行となり、運行時間が限定される。	左記の通り			
	定時定路線便	—	通勤や通学の時間帯と合わない。	通勤や通学の利用は対象者が限定される。	左記の通り			
経済性	直近の妙見口能勢線への補助金額(約13,000千円)との差額(見込) ※現行の乗合タクシーの委託料から試算	▲1,000千円 ~ ±0	○	±0 ~ 1,000千円	△	3,000千円 ~ 4,000千円	×	
利便性	乗合タクシー(区域運行)	定時定路線運行を朝・昼・夜と仮定した場合の乗合タクシーの運行時間などの比較	東地域の交通空白地は解消されるが、運行時間が最も限定される。	×	東地域の交通空白地は解消されるが、朝・昼の時間帯において、運行時間が限定される。	△	左記の通り	△
	定時定路線便	現行の妙見口能勢線との比較	減便及び運行時間の短縮により大幅に低下	×	運行時間に変更はないが、減便となることから低下	△	減便にはなるが、運行時間が拡大されることから同等もしくは向上	○
指標	(案2又は3を採用した場合、追加で発生する費用をまかなうために必要となる1年間の実利用者数⇒通学定期券利用者数で算出)	—	—	(案1の利用者数) + 5人程度	—	—	(案1の利用者数) + 20人程度	



②利用対象者について

運行にあたっては、地域住民及び妙見口能勢線沿線への通勤者・通学者の移動手段の確保を図るため、利用対象者を能勢町民及び能勢町への通勤者・通学者とする。

- ・利用対象者は能勢町民及び能勢町への通勤者・通学者とする

③料金について

運賃は、西地域で運行している既存の基幹交通である阪急バス西能勢線とのバランスを考慮するとともに、令和6年（2024年）3月まで運行する阪急バス妙見口能勢線の運賃をベースとし、利用者にとりやすい距離制料金体系を基本とします。また、通勤や通学などの多頻度利用者への料金負担も考慮し、阪急バスと概ね同水準の割引率とする定期券を導入します。

- ・運賃設定は、「距離制による料金体系」を基本とする。
- ・運賃（案）については、原則、妙見口能勢線の運賃の100円未満を切り捨てた額に設定する。

口定時定路線便の運賃（案）

※運賃（案）は現時点のものであり、今後の協議・調整等により変更することがあります。

妙見口駅	稲地	本滝口	さとおか防災CC	地黄局前	豊能警察署前	奥の院	北地黄	倉垣	加村	奥山内	和田	七面口	奥田橋	七面山	ふれあいプラザ前	歌垣局前
300	300	300	400	400	400	400	500	500	500	500	500	500	600	500	500	500

◆通勤定期券及び通学定期券の運賃（案）

運賃額	通勤			通学		
	1か月	3か月	6か月	1か月	3か月	6か月
100	4,500	12,800	24,300	3,700	10,600	20,000
200	9,000	25,600	48,600	7,400	21,200	40,100
300	13,500	38,400	72,900	11,100	31,800	60,200
400	18,000	51,200	97,200	14,800	42,400	80,300
500	22,500	64,000	121,500	18,600	53,000	100,400
600	27,000	76,800	145,800	22,300	63,600	120,500

【参考】本町における公共交通への財政負担額について

代替案移行後の財政負担金額（試算）は、直近の財政負担金額と同程度に推移する見込みです。一方で、本町では令和4年に策定した地域公共交通計画において、公共交通への財政負担金額を4,000万円にする目標を立てています。

今後も利用状況をモニタリングすることが不可欠であり、必要に応じて運行改善を行うとともに、国補助金などの活用による財源確保を行いながら、持続可能な公共交通ネットワークの構築を目指します。

口直近（令和4年度）の財政負担額

項目	支出額	
路線バスへの補助金	西能勢線	33,000千円
	妙見口能勢線	13,000千円
乗合タクシー委託料（西地区）	14,000千円	
合計	60,000千円	

地域公共交通計画に基づく公共交通への財政負担金額
目標値 **4,000万円/年**

口代替案移行後（令和6年度以降）の財政負担額（試算）

項目	支出額	
路線バスへの補助金	西能勢線	33,000千円
乗合タクシー委託料（西地区）		13,000千円
妙見口能勢線の代替交通の委託料	案1~3	12,000~17,000千円
合計		58,000~63,000千円

※乗合タクシー（西地区）及び代替交通の委託料は、利用実績により支出額が減少します。

【参考】阪急バス 西能勢線及び妙見口能勢線の運賃

妙見口駅	稲地	本滝口	さとおか防災CC	地黄局前	豊能警察署前	奥の院	北地黄	倉垣	加村	奥山内	和田	七面口	奥田橋	七面山	山下駅	歌垣局前
300	300	300	400	400	400	400	500	500	500	500	500	500	600	500	170	210

出典：西能勢線運賃表（2022年12月改定 阪急バス株式会社）
妙見口能勢線運賃表（2022年12月改定 阪急バス株式会社）